

S T 基準第 1 部「5.23 その他の強度」の改定

5.23 その他の強度

5.23.1 各部の材料の強度

(1) 5.3(2)(3)により、使用する状態で、85±5 cm の高さから、厚さ 3 mm のコンポジションビニル床タイル（半硬質 C T）の貼られた厚さ 64 mm 以上のコンクリートの上に 5 回自然落下させたとき、危険な形状・状態となるおそれのないこと。

5.23.2 個別部材の強度

(1) 玩具のバドミントンラケット、ゴルフクラブ等（金属製バットは除く。）にあっては、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg の引張試験に適合すること。

(2) ローラースケート（くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。）にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。

- ① ベルトに対する 25kg の引張試験
- ② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験

(3) 縫製品にあっては、接合・縫合せの箇所などは、親指と人差し指をもって接合箇所から 1 cm の間隔をおいてつまんで引っ張ったとき、外れて危険な状態となるおそれのないこと。

施行：平成 22 年 1 月 1 日から施行する

(改定内容の説明)

現行 S T 基準第 1 部 5.23 の記載内容の明確化を図ったもの。（内容の変更はない）なお、本規定「5.23」は、「3 歳未満の子供を対象とした玩具についての安全基準（追補 1）」の 4.4 に引用されている。

[追補 1]

**「4. 玩具安全基準 第 1 部との調整
（略）**

4.4 玩具安全基準第 1 部 5.23 において落下試験により判定する事項は、上記 2.3.3 の落下試験（（注）3 歳未満対象の玩具）又は上記 3 の落下試験（（注）3 歳以上対象の玩具）の結果によって、当該事項への適合性を判定して良い。」

5.23 その他の強度

そのほか各部の材料は、十分な強度のあるものを用いまた、破損したときに危険な形状、あるいは有害な状態となるおそれのないこと。

(1) 十分な強度とは以下のものをいう。

(a) バドミントンラケット、ゴルフクラブ(金属製バットは除外)等の引張りは、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg としている。

(b) ローラースケート(くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。)にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。

① ベルトに対する 25kg の引張試験

② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験

(2) 破損したときは、次の強度試験の結果をいう。

(a) 使用した状態で 85 ± 5 cm 5 回、厚さ 3 mm のコンポジションビニル床タイル(半硬質 C T)の貼られた厚さ 64 mm 以上のコンクリートの上に自然落下させたとき、割れ、折れを生じること。

(b) 縫製品にあっては、接合、ぬい合わせの箇所などは親指と人差し指をもって接合箇所から 1 cm 間隔おきつまみ引張ったとき、はずれること。

改定基準	旧基準
<p>5.23 その他の強度</p> <p>5.23.1 各部の材料の強度</p> <p>(1) <u>5.3(2)(3)により、使用する状態で、85±5 cm の高さから、厚さ 3 mm のコンポジションビニル床タイル（半硬質 CT）の貼られた厚さ 64 mm 以上のコンクリートの上に 5 回自然落下させたとき、危険な形状・状態となるおそれのないこと。</u></p> <p>5.23.2 個別部材の強度</p> <p>(1) <u>玩具のバドミントンラケット、ゴルフクラブ等（金属製バットは除く。）にあっては、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg の引張試験に適合すること。</u></p> <p>(2) <u>ローラースケート（くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。）にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① ベルトに対する 25kg の引張試験 ② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験 <p>(3) <u>縫製品にあっては、接合・縫合せの箇所などは、親指と人差し指をもって接合箇所から 1 cm の間隔をおいてつまんで引っ張ったとき、外れて危険な状態となるおそれのないこと。</u></p>	<p>5.23 その他の強度</p> <p><u>そのほか各部の材料は、十分な強度のあるものを用いました、破損したときに危険な形状、あるいは有害な状態となるおそれのないこと。</u></p> <p>(1) 十分な強度とは以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) バドミントンラケット、ゴルフクラブ（金属製バットは除外）等の引張りは、木製、金属製のものは 50kg、プラスチック製は 20kg としている。 (b) ローラースケート（くつが装着される部分の最大の長さが 18cm 未満のものに限る。）にあっては、下記の強度試験に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ① ベルトに対する 25kg の引張試験 ② プレート上面に垂直方向に 100kg の荷重試験 <p>(2) <u>破損したときは、次の強度試験の結果をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (a) <u>使用した状態で 85±5 cm 5 回、厚さ 3 mm のコンポジションビニル床タイル（半硬質 CT）の貼られた厚さ 64 mm 以上のコンクリートの上に自然落下させたとき、割れ、折れを生じること。</u> (b) <u>縫製品にあっては、接合、ぬい合わせの箇所などは親指と人差し指をもって接合箇所から 1 cm 間隔おきつまみ引張ったとき、はずれること。</u>